

*[Faint handwritten text, likely bleed-through or ghosting from the reverse side of the page]*

布衣記

永仁三年八月日伏見院北面日野殿江被奉仕申  
齊藤越前守助殿<sup>々</sup>於在所諸家奉侍北面少<sup>々</sup>  
有識之輩二十余人奉會之時申合以連判定遣  
之事隨西北面瀧口布衣判官已下侍出仕進退  
之事

一 布衣進退立烏帽子風折可折危紙<sup>々</sup>於烏帽子懸也  
五位小乙指貫時可為馬上也衛府時立風折也肉<sup>々</sup>時不  
不可折之者也



一袴押折也衛府時者重衣袖一重者袴子身之入  
 下結也大帷下袴重あり次五位一々袴衣白布  
 平絹の指貫花田色也結と上次袖の結はさし  
 一糸充締右纏二筋色ハハ由深具二寸許拵後五分  
 許一尺ハ可穿黄衣也次清府と結くる時織袴衣  
 江油一重衣城重指貫小身と入下結次上帯と自  
 四月至九月ハ生共セハかりと紫淺色の間衣と付  
 自十月迄三月練絹白粉紙対上小威方に黒重  
 としとる也一一分許五位六位無替次押折時五位六  
 位共以裾紙左ハ口之下ハ引取但衛府者不取裾但  
 馬上之時可取裾下時下裾

一太刀刀懸事太刀を衛府の太刀五位之時ハ平之也とも  
 用法或は次刀はさやまきさげとハ鎌倉さげ  
 緒かろい同鎌倉次麻如帯みとのさ付也  
 一弓矢事弓ハ重藤矢數廿五上指四ハふらとハはは  
 限舟藤家如此是利仁天下御敵選治時ハあま  
 尚以其故在之ハ次矢黒うらハ小さく可や羽ハ鷲  
 の羽上指白莖羽鷹羽鷲羽何れも用四羽可  
 なくや何れもハ此系の上とハ紙とさしにとも也次上  
 帯金手皮付但押折之時ハ金手皮付ハ主人夫とハ



ひ弓持支るゝ調度懸持之隨而調度懸持装束衛府時与捍折時可替也衛府時ハ立烏帽子走水子也公ハ萌木上下同色捍折時ハ折烏帽子赤皮の烏帽子懸紙薄紙小結装束はわらじの調度直垂たる也

一馬持るゝハ松之末髪備の次皆ひげと鞆と水子髷切付ハあきゝゝ乃皮上敷同皮或師子面皮カ皮師子丸ハ上敷付じぬとをあるハ響と鏡くはく也志とくろくは履帯はふとは白襷古長じひりわらじもて白次目之時常志也

一の籠不若次手縄履若くハあんの類不若者法英指指繩也也白法あからん云色丸お右打二筋取合て指也指振馬持ぬりうみあふ冬とさそかりととよふひの骨のと下はくひつとこの懸結ぬあかりてじぬの末のじぬよぬとじ紐り志とて此結ぬさそかり付也たあものあき一尺二寸也次胡さじ繩之支白指繩也仍あとの後指と縄常持布乃一とさつわははよきて二ふみの繩二筋り成ありのなうとせやふ三丈あり但布一のたうさふ丈あて布ハあこのさもお若



次引ぎうねの事御もくとして布つ  
 とつらつとあみわると二筋をのつとつらつと  
 とつらつとあみわるとの事系をたう御押折  
 の御いらひ祈衛府の時ゆきをを付なり次あ  
 とりたまふまの皮次ゆらひらま柳乃さうは  
 きのふら也舎人のさくみさひぬこ入れ方  
 ととよなゆ也馬よはんさう足にくの敷也  
 うらよそとあささ留張くく或きまらさう  
 らり山坂少てのす他らららんらなり

一 笠の事、公家武家共に無替晴乃付白袋系

志やう皮ありし笠持常白丁也立烏帽子亦懸  
 着也志也筒腰よとびや同主人の志やうも持  
 死次難人丈一人笠志あり木松明已下有之  
 一 馬の時僮僕者事衛府付の童一人郎従二人調  
 度懸一人舎人二人中間六人其儀は随時いそ  
 の若黨中間跡よ上下着白具  
 一 童装未事髪をさげ入のこゆひとす秋也  
 白紙也下着事装をぬらと替也白帷白小  
 袖也上の水予下と葛袴あす公衆前本回  
 なりのばりさうと袖一身よ袖一公紙替らと











一 幡春日日吉非其向已都の外御供より八押折にて奉會其法供よりありとありぬともさ福に在而へのわん小路なるといふなりて奉會申は不  
 一 及其上遠路れらぬとありて且為御用に乗馬りて路次供奉可申也其御ハ僮僕の者可替衛府御但御徒と不白具なり  
 一 調度懸の半折烏帽子小紙よりわん小結赤皮の烏帽子懸襦袢赤皮に赤草に赤布より袴もろりて入てより上赤紙に白紙物更と衛府の御子不可替但志より奉りて

と以て懸より女せの外と同りの也

一 舎人奉りたる御供あり舎人の志より折烏帽子紙よりありてゆひ小儀其れ一重赤皮よりありて也  
 一 黄衣守間と不替衛府御成も御供成とを  
 一 衾後次奉りて御出仕之時於殿中第一御祝に浴衣奉りて二御裾の役奉りて御出仕は為後身御笠の役奉りて御出仕は為後次奉りて御出仕は為







とるゆゑも皆と努めすの禮也

一 持衣事六位之持衣も面化和寺布好也

は練貫込付也付衣も主の年より又ハ

持衣乃ちしより面裏同色と六二重也申此色

と紫萌束の間也主此年二十より又ハ

次面萌束裏白とハとくさる也申此色とハ主

年廿四より用次面紫裏萌束とハひり

色と申也次面とハ萌束裏薄黄とハ海松色

と申次面紫裏白紙ハ松花色也申也次面紫

裏薄紫とは最重と申也卯紀色與黄表色也而

記尾純白菊ハの揚衣梅重柳也或面萌束

裏紫と申松と申色ハ其名とあり然

也代此色付衣よとて知人ハ一色白也重

をも付衣の記ハ其名と申也其名ハ申

替也いふも主の年にも付衣も色と申也

此の記ハ次ハ袖も付衣の事ハ六位少ハ

成りも付衣と申也此の記ハ六位少ハ

布持衣とハ此の記ハ書とて也持衣ハ平

六より一ノ殿上人の持衣ハ此の記ハ



一六位より下は袴束手面八上品の字は治り也  
 布は白粉と付人の袴裏を練貫に於て物乃り  
 といふ付くといふもさや染きと張るへ下重の  
 袴いさうもさ地布ふのの紙のうへ付ていうも  
 えもむとよく袴紐にさねて固まらと腰との生  
 の指ありへ下袴腰をかそと布也付ては  
 是の袴ありりの糸丸さうへへ  
 一六帷子も是も袖と布ぬすのありいさうは海老ぬれ  
 るりものも粉張よく付たりのりさうは衣  
 文と束持也

一衣之事歳十六七許すそ平袴のいこ引こへ  
 へ袴衣ぬいりよへて袴束紐は同ぬへへ又はこ  
 多んと用也束手許りの紐はあやたへへ歳卅  
 二もあへて可用也其は及後合らるる香貫白  
 風情れとさ紙可用也いふは袴束紐の好也  
 一袴折の時も重衣束手束後よへへ但重衣  
 付ハ無行粧回時付ハ誰者袴折可重衣也不若  
 束也於中束肉付ハ殊不可重衣也此子細  
 依腰細也  
 一袖一重束手束袖とうへん深よ色紙付袴衣



一の袖より一寸ばかり出廻るゝ也衣と大帷は  
男小の付也

一五位之将衣乃事上兵の字治さ〜此布子

白らすく粉と付て一重将衣取し袖のくわ

一具又在前次指貫平指多を花白をた裏

ハ白指にのりこすのりこは付をいふもさや

めもこいふ〜しす〜ハ生付と品能指也

一下結を解わらり〜口くみまの押折は付ハ

上結衛府付と下結はわらりの半ハ六位

六位にお替〜

一太刀束ハ六位の時ハ衛府付太刀六位よりハ平こ

やと〜可用衛府之時ハ五位六位中〜も帯劔

〜のり馬上時同前押折の時ハ中間持也本家

〜し法志や〜と取御給社とも仕付と太刀と取

〜た糸中〜未代於子孫終極可秘〜不可秘

一散若可用筆と緒神緒佛〜のり御符結家

之も侍未代重寶也いふも可秘之

調度懸

御從舍人  
馬從童

馬

皆副中間同同  
皆副中間同同

副舍人並持

一 龍口出仕次子事



- 一 頭辯カサシノ始之時法候申者也流口人敷之
- 更其家人ハ依付テ人ナク被石具也但一人被
- 召具者也人救あまのり狐河三付と一篇二篇
- 三篇四篇五篇も次第に申者也
- 一 籠口の事ノ七歳之年より十二三歳迄の本
- 穢れり但此年潮付人十五六歳満て不若是
- の家之流口の也道流口の年廿歳人ノ
- ホクハハ之流也
- 一 至乃進速於事立鳥帽子也狩衣風折也下
- 着の更衣ハ白帷冬ノ練貫之より

- 一 紫束乃束子ハ平狩衣と申者也上下共同也
- 一 夏の登端袖替故小此意流申替也只狩衣此
- より着極モ如狩衣仍紫束此より面白練
- 貫は夏の裏のりと申すとらぬ一面白練貫
- ハ一ハ夏の裏ハ平狩衣より面白練貫
- ハ申也文変は夏の家此後とも習ひ分也
- 又時乃紫束死紅紫と申ぬハ也次のかき
- く袖ハ金練之より面白練貫
- ハ申也袖の池の意は夏のり又の夏の
- 也裏といふハ夏の紫より面白練貫



- 一 袖のうしろをけむらひしつゝく殿上人乃袖孔
- らりしつゝ同物也次大帷の下乃袴を袴袋と
- ありしつゝ也次衣もも重袖一重もありしつゝ也袴
- 衣も同車也袴は身と入下結也上の帯
- ありしつゝ袴袋はつゝ次袋皆ありしつゝ也
- 一 太刀と衝符の太刀也六位乃也刀の太刀也
- 一 麻冬袴履はつゝ板敷十六本の付死しつゝの糸と
- ありしつゝ也太刀は中問女もつゝ太刀はつゝ也
- 一 弓志はつゝの太刀のありしつゝ也らハ重藤志也
- 一 志の太刀也是常武の如し矢乃数十六筋也

- 一 此外上ぎハ二筋さび的矢也新藤本家ハ上ぎ
- ハ筋ありしつゝ也流口付ハ的矢一本さしつゝ也
- しつゝと指をさしつゝハ筋も用也流口はつゝ也
- 一 禁中しつゝも君の御ゆきもつゝ也的とを任るは依
- 之的矢とさしつゝ也流口はつゝ也
- 一 素らりつゝの少年の本也
- 一 弓志も矢も主にあいつゝ也
- 一 矢乃流口もつゝも白流口もつゝ也
- 一 のしつゝもつゝ也
- 一 あり但上ぎしつゝ的矢也の解ハ鷹乃解也



上指を口立小く海をいふ也  
肩へさ也

一志を主のむし振へたれり  
の持りたる

一のまははは袖の中へ  
物也馬也

一物也いふも法と袖の中へ  
引入物也法也

一内裏をも貫首敷止小着座の時  
流口敷上の小庭

一土戸の外服壁乃内には床  
木法上首次等小

一立るゝ腰とくふ也其時  
ら右のまは持た

一とりら杖ははくも付  
から庭り也的と射射

と物み定ち杖はくも付

一殿上は小庭少てみん  
めくとりて流口祝言也

一うふ事しりも付床  
木は腰ふりるも流口の云

一主殿つゝさく殿上は  
小版敷小貫首の止座

一申しを殿目答ふい  
やさとさゆりも付とり其

一流口からあゆま

一此も祝言はは松の枝  
よ小鶴すも付

一岩のの上よ飛河を物  
も付やましを付とり

一如此しひしてささり  
と祝言なり一及りて花

一あつた成りしとあ  
らうを又らさひ



ありし三度<sup>及</sup>すてとらるる事也とらるる後  
 りんあくのさ地みけさんといふ也是の見物此  
 人をとらるるの事と云ふ事也  
 本家よても門前出入時に見物荒舞さるる付  
 可り祠也

- 一本家よても滝口出仕付とて庭造合付いささり  
 別敷上は小庭のよくよは後敷のよくよは上首の身  
 小着床まらると右は小持を以てすえよの也
- 一馬の扱やうの衛府時小不替次のりあり同前  
 皆以不用素前也諾と取事持衣の付り

一 乗馬は時取下馬付下ら夫と八殿中よても  
 一 宿りあり

- 一 僮僕之小事不可替衛府同是也在所同前依是  
 智不及委預者也

- 一 家持衛は家の判官中申と其於本家普代の侍  
 乃成所此判官の更也とらるの滝口道の判官と其  
 諸家小を之被百具なら且又諸家一渡りは坊所  
 要にして身とやとはうり中間其本家多又ハ本家茶  
 定然者公家此法家と云ふ事奉公申よりあり  
 て家此方よりい先と下すなり也其本家と云ふは



普代して各別の主とらる可也然るに其家  
家多んといふ事也故其家の儀に於て判官  
として是れ常とすものと云

一判官出仕之事冠束帯赤衣也別當殿とい  
おのといふと遠近大略同前續撰已下此其如本  
一目錄なる事の元乃大儀也但し其儀を  
台此事近代其家の判官も道乃判官可  
一毎事可相承家乃事之遠近之間目錄を  
用道之事毎事皆其家より自然別當殿出  
仕の時細く供奉り同如其相承出仕供奉り

不可有其難者也何時に家此道に於て其儀  
事ありは悉道の判官をあるべしと云  
別と委不及設置近代道の外家乃判官其之  
とハ雖も家例年沙汰一付一如くするハ諸家  
の不審法難い之の間如斯儀なり此記録武  
目次より可秘此道に入らざる事不可見有  
若此旨押さる一見者佛神の寶丹の許可  
意之由事記り在之字我其心指深草若  
の事ありは以罰支可相續く者也仍若  
末代衆議如此所定如件



五十八

兵衛尉能兼在判 越前守助成在判

兵衛尉頼直 同 左衛門尉房名在判

兵衛尉助氏 同 右衛門尉重宗 同

左衛門利盛 同 兵衛尉景季 同

左衛門宗信 同 左衛門尉安盛 同

左衛門尉安忠 同 左衛門尉信忠 同

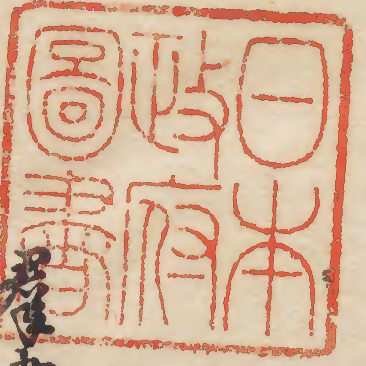
河内守安俊 同 左衛門尉長信 同

越前守重信 同 越前守忠信 同

河内守安範 同 丹後守貞房 同

越前守信光 同 伊豫守長信 同

已上



書類從卷第百十七





Vertical columns of faint, illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is arranged in approximately 10 columns.

辛卯

辛卯



